

平成22年2月10日

各位

株式会社 りそな銀行

「自社株承継信託（遺言代用型）」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、新たに信託機能を活用したオーダーメイド型商品「自社株承継信託（遺言代用型）」の取扱いを本日より開始します。自社株承継信託（遺言代用型）は、りそな銀行が企業オーナーの方からお預かりした株式を管理し、企業オーナーの死亡時には、信託契約であらかじめ定められた方（後継者）にお渡しするプランで、①あらかじめ後継者を明確にすることによる紛争の回避、②信託財産が受託者に移転しているため執行手続を要せず、事業承継を速やかに行うことができるなどのメリットがございます。

りそな銀行では、今後も様々なプランをご用意し、中堅・中小企業の経営者の皆さまの多様化する事業承継ニーズに対応してまいります。

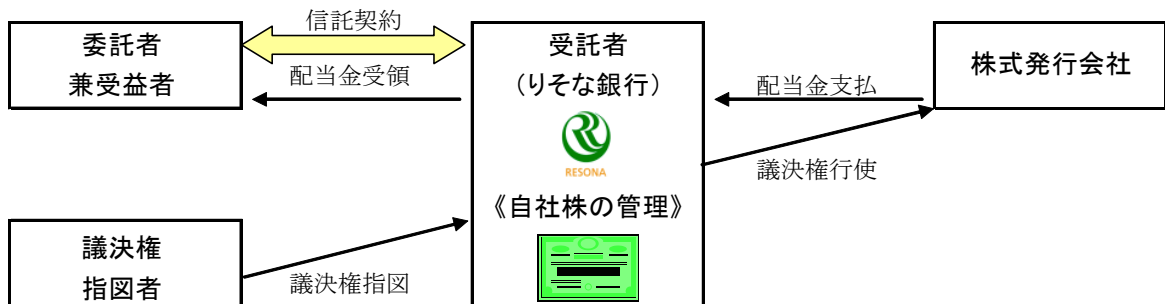
<商品概要>

名称	自社株承継信託（遺言代用型※）
信託の種類	管理有価証券信託
販売対象	個人の方
信託の目的	自社株式の管理、円滑な事業承継
委託者（当初の受益者）	企業オーナー
帰属権利者（委託者死亡時）	後継者
委託者死亡時の取扱い	委託者の死亡時には、信託を終了し、信託契約で定める後継者の方に信託財産を交付します。
信託報酬	別途定める信託報酬を申し受けます。

以上

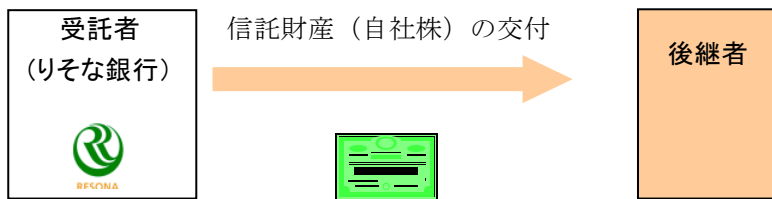
【プラン例】

1. 信託期間中



- ① 企業オーナー（委託者）が自己を受益者として、自社株を信託
- ② 受託者、りそな銀行は、議決権指図者の指図に基づき議決権行使を行い、配当を受領した場合は、受益者に交付。（議決権指図者は、企業オーナーとすることも、第三者とすることも可能です）

2. 信託終了時（委託者兼受益者の死亡）



- ③ 企業オーナー（委託者）がお亡くなりになった場合は、信託を終了し、信託財産である自社株を信託契約であらかじめ定める後継者の方に交付します。

※遺言代用信託とは

遺言代用信託は、委託者の死亡時に契約であらかじめ指定された者に受益権を承継する信託で以下の特徴があります。

- 1 遺言の方式によらないで、特定の財産を特定の人に渡すことを取り決めることができる。
- 2 遺言は新たな遺言の作成によって単独で変更・撤回が可能であるが、遺言代用信託の変更には関係者の合意を要することから、本人の意思がより明確となり、紛争防止効果がある。
- 3 遺言は、遺言者の死亡後、執行に一定の期間が必要となるが、遺言代用の信託は既に信託財産が受託者に移転しているため執行手続を要せず、円滑な事業承継を速やかに行うことができる。